

バーゼルⅡの枠組みの強化に関する市中協議文書 マーケット・リスクの枠組み関連の概要

金融庁
日本銀行

2009年4月

1. 市中協議文書の公表

- ・ 今回の金融危機では、損失の多くやレバレッジの積上がりの大半はトレーディング勘定で発生
- ・ バーゼル銀行監督委員会は、1月16日、バーゼルⅡのマーケット・リスクの枠組みに関する、以下の2本の市中協議文書を公表
 - － 「バーゼルⅡにおけるマーケット・リスクの枠組みに対する改訂」(以下「枠組み改訂案」という。)
 - － 「トレーディング勘定における追加的リスクにかかる自己資本の算出のためのガイドライン」(以下「IRCガイドライン案」という。)
- ・ コメントは、3月13日まで募集
- ・ 2010年12月31日までに実施することを提案

2. 追加的リスクに係る自己資本賦課①

- ・ 今回の金融危機の前から、継続的に検討が進められてきた案件
- ・ 個別リスクに関し内部モデル(VaR)方式を採用する場合、VaR(10日、99%)に基づき算出した自己資本賦課に加え、追加的リスクに係る自己資本賦課(IRC: Incremental Risk Charge)を別途算出し、所要自己資本に反映することを提案
[枠組み改訂案・Para.718(xcii)～718(xciii)]

(IRCの算出対象[IRCガイドライン案・Para.8～11])

- ・ 前回の市中協議文書(2008年7月)に比べ限定

	前回の市中協議文書	今回の市中協議文書
対象となる ポジション	<ul style="list-style-type: none"> ・すべてのポジション ・ただし、コモディティ価格、外国為替相場または無リスク金利のみが価格決定要因であるものを除く 	<ul style="list-style-type: none"> ・証券化商品以外のクレジット関連商品
対象となる リスク	<ul style="list-style-type: none"> ・コモディティ価格、外国為替相場及び無リスク金利を除く価格変動リスクのうち、重要なものすべて 	<ul style="list-style-type: none"> ・デフォルト・リスク及び格付遷移リスク

- 監督当局の承認を条件に、上場株とその派生商品(デリバティブ)を算出対象に加えることも可
- 証券化商品を算出対象に加えることは不可

2. 追加的リスクに係る自己資本賦課②

(IRC算出の健全性基準[枠組み改訂案・Para.718(xciii)、IRCガイドライン案・Para.12～14])

- ・ 信頼区間99.9%、リスク評価期間(資本ホライズン)1年、各流動性ホライズン*末におけるポジション再調整の効果は勘案可能
 - － 前回の市中協議文書と同様

(流動性ホライズン[IRCガイドライン案・Para.20])

- ・ フロアを一律3ヶ月とすることを提案
 - － 前回の市中協議文書では、ポジションの属性により異なるフロアを提案

(相関と分散効果[同Para.25～26])

- ・ 債務者間のデフォルトと格付遷移との間の相関を勘案する必要
- ・ デフォルト・格付遷移リスクと他の市場変数との間の分散効果は勘案不可

(ヘッジの効果[同Para.28～31])

- ・ ポジション額相殺による異なる商品、債務者間のヘッジ効果勘案は不可
- ・ ダイナミック・ヘッジ(ヘッジの再調整)の効果は勘案可能

* ストレスのかかった市場において、ポジションを売却またはその重要なリスクをすべてヘッジするために要する期間

2. 追加的リスクに係る自己資本賦課③

(IRCの算出方法[IRCガイドライン案・Para.37])

- ・ 「算出基準日を含む直近12週のIRC値の平均または算出基準日のIRC値の大きい値」とすることを提案
 - 前回の市中協議文書では、「平均値」

(今回の市中協議文書で削除された項目)

- ・ リスクの二重計上の調整[前回の市中協議文書のIRCガイドライン案・Para.36～37]
- ・ ガイドラインと整合的でない内部モデルを使用する場合の取扱い[同Para.43]
- ・ IRBによるフォールバック[同Para.48]

(業界の意見を募っているポイント[IRCガイドライン案・Para.38～42])

- ・ 銀行勘定と同様の取扱いとする対象を、証券化商品以外のトレーディング勘定のポジションの全部または一部にも拡大するという案を、どう考えるか質問

3. 証券化商品①

- 個別リスクに関し、内部モデル方式、標準的方式いずれを採用する場合でも、証券化商品については銀行勘定の取扱いに準じた方法で個別リスクに係る自己資本賦課を算出することを、新たに提案

(外部格付がある場合の取扱い[枠組み改訂案・Para.712(iii)~712(iv)])

現行の取扱い (標準的方式を採用する場合)				今回の提案 (内部格付手法、内部モデル方式ともに採用する場合) (その他の場合)								
格付	証券化・再証券化			証券化			再証券化		証券化	再証券化		
	残存期間 6月以内	残存期間 6月超 24月以内	残存期間 24月超	最優先 部分	最優先部分以外		最優先 部分	最優先 部分以外				
				高分散型		高分散型 以外						
AAA/A-1	0.25%	1.00%	1.60%	0.56%	0.96%	1.60%	1.60%	2.40%	1.60%	3.20%		
AA				0.64%	1.20%	2.00%	2.00%	3.20%	4.00%	8.00%		
A+				0.80%	1.44%	2.80%	2.80%	4.00%	8.00%	12.00%		
A/A-2				0.96%	1.60%		3.20%	5.20%	18.00%	18.00%		
A-				1.60%	2.80%	4.80%	8.00%	12.00%	18.00%	28.00%		
BBB+				2.80%	4.00%		8.00%	12.00%	18.00%	28.00%		
BBB/A-3				4.80%	6.00%		12.00%	18.00%	28.00%	40.00%		
BBB-							8.00%		16.00%	28.00%	40.00%	52.00%
BB+							20.00%		24.00%	40.00%	52.00%	68.00%
BB							34.00%		40.00%	52.00%	68.00%	68.00%
BB-				52.00%		60.00%	68.00%	68.00%	68.00%			
BB-/A-3 未満・無格付	自己資本から控除			自己資本から控除					自己資本から控除			

3. 証券化商品②

(外部格付がない場合の取扱い[枠組み改訂案・Para.712(iii)、Para.712(v)])

- ・ 以下の方式により個別リスクに係る自己資本賦課を算出可能
 - ① Para.571～575(銀行勘定の標準的手法に準じたリスク・ウェイト表を使用する場合)
 - ② 指定関数方式
 - ③ IRC算出モデルのPD、LGDを使用した指定関数方式
 - ④ 集中レシオ (concentration ratio)

$$\text{リスク・ウェイト} = \left[\begin{array}{c} \text{裏付資産を構成する個別の} \\ \text{エクスポージャーの標準的} \\ \text{手法におけるリスク・} \\ \text{ウェイトの加重平均値} \end{array} \right] \times 8\% \times \left[\frac{\text{証券化取引の全ランシエの額の合計}}{\text{算出対象ランシエとそれより劣後するランシエの額の合計}} \right]$$

- ・ ①と②は銀行勘定と同じ取扱い、③と④はトレーディング勘定独自の取扱い
- ・ ①～④によらない場合は、自己資本から控除

(上記個別リスクに関し、自己資本から控除となるポジションの取扱い[枠組み改訂案・Para.712(vi)])

- ・ 一般市場リスクの算出対象から除外

4. ストレスのかかったVaR

- ・ 内部モデル方式を採用する場合、ストレスのかかったVaR(stressed VaR)の算出を求めることを、新たに提案
 - リスク評価期間10日、信頼区間片側99%
 - 重大な金融ストレス期のヒストリカル・データを変数として使用
 - バーゼル銀行監督委員会は、殆どのポートフォリオでは、2007-08年にかけての12ヶ月間がそのようなストレス期であったという考え
 - 当局の承認を条件に、他の時期をストレス期と考えることも可
 - 少なくとも週次で算出

(VaRに基づく自己資本賦課の算出式[枠組み改訂案・Para.718(Lxxvi)])

$$\begin{array}{c} \text{自己資本賦課} \\ \parallel \\ \text{現行の算出式} \text{ (注1)} \\ + \\ \text{算出基準日を含む直近60営業日の「ストレスのかかったVaR(99\%、10日)」の平均} \text{ (注2)} \times 3 \text{ (注3)} \end{array}$$

(注1)一般市場リスクの場合

(注2)『算出基準日を含む直近60営業日の「ストレスのかかったVaR(99%、10日)」の平均×3』>『算出基準日の「ストレスのかかったVaR(99%、10日)」』の場合

(注3)ストレスのかかったVaRに関する乗数「3」は、バックテストの結果を受けて変動することはない

5. その他①

(株式の個別リスク[枠組み改訂案・Para.718(xxi)])

- ・ 標準的方式で、株式の個別リスクに係る自己資本賦課を算出する場合のリスク・ウェイトを8%に統一することを新たに提案
 - 現行の取扱いでは、「流動性が高く、かつ、分散されている」株式ポートフォリオにはリスク・ウェイト4%を、それ以外には8%を適用

(VaRモデルの運用要件)

- ・ 以下のものを含む、運用要件の追加を提案(前回の市中協議文書と同様)
 - プライシング・モデルのリスク・ファクターの一部を内部モデルのリスク・ファクターから除く場合、その旨を説明できることが必要[枠組み改訂案・Para.718(Lxxv)(a)]
 - 現行の条件に基づき算出されたVaRよりも少なくとも保守的であれば、実効観測期間1年未満のデータを用いてVaRを算出することも許容[同Para.718(Lxxvi)(d)脚注]
 - モデルに投入するデータセットの最低更新頻度を短縮(3ヶ月⇒1ヶ月)
[同Para.718(Lxxvi)(e)]
 - 規制上のバックテストに加えて、モデルの検証のため、仮想損益によるバックテストの実施が必要[同Para.718(xcix)(b)]

5. その他②

(第3の柱[枠組み改訂案・ Part 4, Table 11])

- ・ 以下の開示項目の追加を、新たに提案
 - IRC算出に関する定性的情報(流動性ホライズン設定方法、自己資本評価に使用する手法、モデル検証方法を含む)
 - 「ストレスのかかったVaR」の値(開示期間中の最高、平均、最低、期末値)
 - IRCの値(開示期間中の最高、平均、最低、期末値)

(慎重な価値評価に関するガイダンス<prudent valuation guidance> [枠組み改訂案・ Section VII])

- ・ 前回の市中協議文書から、一部変更した内容を提案
 - 銀行勘定の公正価値会計が行われるポジションにも対象を拡大
 - 既存の会計上のガイダンスにより整合的な表現に変更

(参考①) 現行の枠組みの概要

自己資本賦課＝一般市場リスク＋個別リスク			
リスクの種類	銀行が採用する方式	標準的方式	内部モデル方式
一般市場 リスク	金利リスク	● マチュリティ法またはデュレーション法で算出	● VaR(99%、10日)×乗数 ● 乗数はバックテストの結果に応じ「3」から「4」までの値
	株式リスク	● 所定の方法で算出したポジションの額に8%を掛けて算出	
	外国為替リスク		
	コモディティ・リスク	● 各コモディティ等のネット・ポジションの額に15%を、当該コモディティ等のロング及びショート・ポジションの合計額に3%を掛けて合算	
個別 リスク	金利リスク	● 所定の方法で算出したポジションの額に債券等の種類別(政府債<格付・残存期間別>、優良債<残存期間別>、その他<格付別>)のリスク・ウェイトを掛けて算出	● 同上 ● ただし、内部モデルがイベント・リスク及びデフォルト・リスクを把握していない場合、乗数は「4」
	株式リスク	● 所定の方法で算出したポジションの額にリスク・ウェイト8%(ただし、流動性が高く、かつ、分散されているポートフォリオには4%)を掛けて算出	

(参考②) 今回の強化案の概要

自己資本賦課 = 一般市場リスク + 個別リスク + 追加的リスク

銀行が採用する方式		標準的方式	内部モデル方式	
リスクの種類				
一般市場 リスク	金利リスク	(現行の枠組みと同様)	ストレスのかかったVaR(99%、10日)を新たに算出し、これと現行のVaR(99%、10日)の両方を用い算出	
	株式リスク			
	外国為替リスク			
	コモディティ・リスク			
個別 リスク	金利リスク	証券化商品	銀行勘定に準じた方法で算出 ・ <u>外部格付がある場合</u> リスク・ウェイト表 ・ <u>外部格付がない場合</u> パーゼル 枠組文書Para.571～575の適用 指定関数方式 追加的リスク算出と同様の要件を満たすパラメータを用いた指定関数方式 集中レシオ方式	
	証券化商品以外のクレジット 関連商品			(現行の枠組みと同様)
	株式リスク	リスク・ウェイトを8%に統一(従来、流動性が高く、かつ、分散されているポートフォリオには4%)		
追加的 リスク	金利リスク	証券化商品以外のクレジット 関連商品	(なし < 現行の枠組みと同様 >)	デフォルト・リスクおよび格付遷移リスクの2つのリスクを対象に、VaR(99.9%、資本ホライズン1年)を追加的リスクとして算出
	株式リスク			監督当局の承認を条件に、上場株とその派生商品(デリバティブ)を追加的リスクの算出対象に加えることも可